

平成 28 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー デ ザ イン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 尾 上 徹
(コード番号：3960 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 本 多 誠 一
(TEL. 03-6661-0115)

公募新株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 28 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 28 年 9 月 6 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 払 込 金 額 1 株につき金 1,581 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
- (2) 払 込 金 額 の 総 額 423,708,000 円
- (3) 仮 条 件 1 株につき 1,860 円から 2,040 円

2. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 払 込 金 額 1 株につき金 1,581 円
- (2) 払 込 金 額 の 総 額 69,405,900 円

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | |
|--------|-----------------------|------------|
| 募集株式の数 | 当社普通株式 | 268,000株 |
| 売出株式数 | ①引受人の買取引受による売出し | |
| | 当社普通株式 | 25,000株 |
| | ②オーバーアロットメントによる売出し(※) | |
| | 当社普通株式 | 上限 43,900株 |
- (2) 需要の申告期間 平成28年9月7日(水曜日)から
平成28年9月13日(火曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成28年9月14日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 平成28年9月15日(木曜日)から
平成28年9月21日(水曜日)まで
- (5) 払込期日 平成28年9月23日(金曜日)
- (6) 受渡期日 平成28年9月26日(月曜日)

(7) 仮条件決定理由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、43,900株を上限として、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成28年10月21日行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成28年10月21日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成 28 年 9 月 14 日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. ロックアップについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である尾上徹、売出人かつ当社役員である林秀治、当社役員である金子毅、一柳寿一及び本多誠一、当社株主である大日本印刷株式会社、株式会社ティーガイア、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社、株式会社一休、JA 三井リース株式会社、株式会社ジェーシービー、中寿至、株式会社クレディセゾン、相澤篤、梅村光宏、鎌田大輔、株式会社 United Consulting、株式会社ナテック、株式会社スプレnder コンサルティング、藤井良基、オリックス株式会社、小柳雄志、河戸正幸、小田修平、長谷川亮、眞田奈緒子及び柴田俊介、当社新株予約権者である大前匡広、笠原大輔、稲垣智史、田端諒、佐久間幸彦、深田健司、佐野智子、村田加奈、中島学、萩原健嗣、根本英行、塩崎典子、田中麻由実、市川明德、川野真人、宮原晃一及びその他 10 名（普通株式 400 株、新株予約権の目的の株式 4,400 株）は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の平成 29 年 3 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合、CSK-VC サステナビリティ・ファン ド投資事業組合、ネオス株式会社、株式会社サイバーエージェント、NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 90 日目の平成 28 年 12 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出における売出価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

当社株主である宮崎亨は、主幹事会社に対して、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の平成 29 年 3 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式のうち、10,000 株の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して 180 日目の平成 29 年 3 月 24 日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。